

## 本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会定例会（第1日目）

平成24年3月5日（月）午前10時03分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 議案第14号 山元町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
- 議案第15号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 山元町共同作業所条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 山元町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 山元町企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画について
- 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 議案第28号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第29号 和解について
- 議案第30号 平成23年度山元町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第31号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成23年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第35号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 平成24年度山元町一般会計予算
- 議案第37号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第38号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第39号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 議案第40号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
- 議案第41号 平成24年度山元町水道事業会計予算

- 議案第42号 平成24年度山元町下水道事業会計予算
- 日程第4 議案第15号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第16号 山元町共同作業所条例の一部を改正する条例
- 日程第6 請願第1号 JR常磐線山下駅の現地復旧に関する請願
- 

議長（阿部 均君）ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

保健福祉課長齋藤三郎君が病気休暇のため、本会期中の会議を欠席する旨の届け出と、税務納税課長平田篤司君が本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議長（阿部 均君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、4君菊地八朗君、5番竹内和彦君を指名します。

---

議長（阿部 均君）日程第2. 会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程（案）を朗読させます。

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）お諮りします。本定例会の会期は会期日程（案）のとおり、本日から3月23日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から3月23日までの19日間に決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔議長諸報告書は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. これから平成24年度予算編成方針並びに提出議案の説明を求めます。

この際、議案第14号から議案第42号までの29件を一括議題とします。

町長、齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。本日、ここに、平成24年第1回山元町議会定例会が開会され、平成24年度山元町一般会計当初予算案をはじめ、各種提出議案をご審議頂くにあたり、まず大震災被災後のこれまでの町政運営の取り組みを振り返るとともに、これらを踏まえた今後の施策の大綱や所信についてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東日本大震災からまもなく1年を迎えようとしておりますが、壊滅的な被害を受けた本町の復旧・復興への取り組みは、国、県をはじめ国内外の多くの皆様のご御支援により、

何とか復興へ向けての槌音が聞こえるまでになってきたと実感しております。

被災直後、沿岸部の一帯を埋め尽くした瓦れきは、各方面の御尽力によりほぼ収集を終え、町内各所の仮置き場に集積され、その姿を消しました。集積された瓦れきも宮城県が平成23年11月から建設を始めた二次処理施設がまもなく完成する運びとなり、3月24日には安全祈願祭が執り行われ、焼却処分等の本格的な処理が始まります。また、応急的に仮堤防で復旧されていた海岸も、国土交通省による本復旧が始まることになり、3月27日には着工式が執り行われる予定であります。

さらに、農林水産省をはじめとする多方面のご支援を受けて、昨年再建されたイチゴ農園には、待望の大きな赤い実が実り、観光イチゴ園として3月1日にプレオープンされました。加えて、農林水産省の支援を受け、イチゴなど施設園芸の先端技術展開事業として、全自動による大規模ガラスハウスの整備が進みつつあります。また、東北大学などの協力を得て、太陽光発電を活用した新しい低コストのイチゴ栽培システムの実証実験も始まるなど、町内の農業ブランドの復興・再建に向けた取り組みも本格化しております。

また、同様に町のブランド産品であるホッキ貝についても、先月上旬に津波による影響調査が行われた結果、無事生息の確認ができ、今年のホッキ漁の再開が大いに期待されるところであります。

本町の基幹産業である農地の復旧についても、宮城県の施工によって浸水区域1,346ヘクタール中、約49パーセントに当たる669ヘクタールの除塩が完了する見込みであり、平成24年度から耕作が可能となる見通しがついたところであります。

次に、公共施設災害復旧関係についてであります。公共土木施設及び農業用施設については、国の災害査定を12月までに終え、対象件数約436件のうち108件を発注したところであり、その他の公共施設等の災害復旧についても順次、国の災害査定等を受け、復旧事業に着手する予定であります。

さらに、被災者支援対策及び生活再建対策についてであります。応急仮設住宅入居者等への生活支援として、「やまもと復興支援センター」などからの支援により、日々の暮らしは、一定水準まで回復しつつあるところであります。

しかし、震災前と同じような本格的な暮らしの回復のためには、生活の拠点となる住居がしっかりと確保される必要があります。防災集団移転の推進や災害公営住宅の整備は、この取り組みのひとつであり、平成25年3月までには第一期の災害公営住宅への入居が開始できるよう、今後も全力で取り組んでまいります。

これら生活再建のための住宅整備には、用地の確保が不可欠であり、用地の確保なくして復興はあり得ないとの認識の下、建設予定地の地権者の皆様に対し、計画内容と測量調査の立入等について、ご理解を頂けるよう全力を挙げてまいったところであります。その結果、山下地区の建設予定地の地権者の皆様から一定のご理解が得られたことから、去る2月17日に復興特区法に基づく山元町復興整備協議会において農地転用の特例を盛り込んだ山元町復興整備計画について協議したところ、事業の同意が得られたところであります。

これによって用地取得等の見通しが立ち、本格的な建設工事の着工に向け、展望が大きく開けたところであります。なお、坂元地区につきましても同様に作業を進めており、地権者の皆様の御理解が得られるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

一方、防災集団移転促進事業の需要量を見積もるための、住まいに関する個別面談の進捗状況であります。先月末現在、対象となる2,733世帯の約63パーセントにあたる1,715世帯との面談が終了したところであり、町が整備する住宅団地や災害公営住宅への移転希望者は、766世帯(約45パーセント)となっております。今後、これらの希望数を参考に、平成24年9月に予定している防災集団移転計画や区画整理事業計画を策定し国に対し計画の認可を求めるとともに、できるだけ早い時期に地権者や関係者の皆様へ説明会を実施する予定であります。

次に、当初予算編成にあたっての基本的な考え方についてご説明申し上げます。

はじめに、本町の財政状況であります。自立のまちづくりに取り組んだ平成17年以降、継続した行財政改革への取り組みの結果、主な財政指標や財政健全化指標等は、年々、改善してきたところでありましたが、昨年の東日本大震災によって、状況は一変したところあります。

まず、自主財源である町税収入については、土地の浸水や家屋の全半壊・償却資産の損壊等により、固定資産税を中心に前年同様、大幅な減収となる見込みであります。今後も、震災復興計画や基幹事業となる防災集団移転促進事業等により、被災地の宅地や市街地造成地の買い上げ、及び災害公営住宅の建設など、課税客体となる宅地の減少や家屋の滅失などマイナス要素が加わることから、主力の固定資産税は長期にわたり減少するものと見込んでおります。

一方、東日本大震災からの復旧・復興に係る投資的事業等は、最優先にて取り組まなければならないものであり、その財政需要総額は、巨額と見込まれ、長期に亘り厳しい財政運営が想定されることとなりました。

しかし、今般の国の補正予算等において、地方負担分を通常の地方交付税とは別枠とする震災復興特別交付税が創設されたことなどにより、財源調達手段である地方債の発行を極力抑えられることとなったため、多額の一般財源の持ち出しや地方債など負債の積み増しなどの懸念は少なくなり、震災復旧・復興事業の当面の財源確保については、一定の見通しがついたところあります。ただし、これ以外の政策的経費や経常的経費の財源確保については、一般財源での対応となるため、大震災による税収の減収による影響は大であり、これらの財政運営については引続き、厳しい状況にあると認識しております。

次に、予算編成方針であります。平成24年度当初予算は、昨年12月にご可決いただいた、まちづくりの基本構想を定めた「山元町震災復興計画」をもとに、「チーム山元」として町民の方々の総合力を結集し、復興元年として臨む初年度であり、復旧を本格化し、更に復興に向けての助走を確実なものにする年であると位置付けしております。

具体的には、震災復興計画に掲げる3つの基本理念に基づく5つの「重点プロジェクト」と「復興のポイントと方向性」を具現化する行動計画の工程表に基づき、必要不可欠な復旧・復興の事務事業は、優先して漏れなく重点配分することとしております。

なお、24年度予算は、被災された方々の早期の生活再建に向けて、その展望が確実に見通せるよう、また、将来に向けて、町の復興・発展の礎となるコンパクトで質の高い中心市街地の形成が着実に実現できるよう、当初予算に限らず国との事業認可手続きを踏まえた追加補正予算も合わせ通年予算として、今後一体的に事業の進捗を図ってまいります。

また、併せて復興計画を着実に実施するには、組織や体制の整備についても、事業等の進捗に応じて柔軟な対応をしていく必要があります。

具体的には、復旧・復興事業を最優先に実施でき、また、震災を教訓とした安全・安心に関する施策も効率的に実施できる体制、さらには被災者支援を一元的に管理執行でき、同時に少子化対策等の課題をも解決できる組織・体制を、新年度に向け整備してまいります。この体制整備にあたっては、大震災以降の業務量の増大に伴い、恒常的に生じているマンパワーの不足も同時に解消できるよう努めてまいります。

それでは、議案第36号 平成24年度山元町一般会計予算（案）について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、歳入予算（案）の概要について、ご説明申し上げます。

まず、町税は、8億5,000万円で、対前年度比18.6パーセントの増と見積もっておりますが、平成22年度当初予算と比較すると4億3千万円の大幅な減となっており、その主な要因は、町民税で9千1百万円や固定資産税で3億3,000万円の減によるものであります。

地方交付税は、86億4,000万円で、対前年度比277.7パーセント増と見積もっております。内訳としては、普通交付税は地方財政計画の伸びが加わるものの、地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費の整理統合による影響を加味し、22億8,000万円と見込み、特別交付税は、震災特別枠を除く実績ベースで試算した結果、前年同額の1億1千万円と見込んでおります。更に、今年度から、東日本大震災による復旧・復興にかかる地方負担分が別枠措置となったことにより、平成24年度分として62億5,000万円を措置するものであります。

国・県支出金は、229億200万円で、対前年度比60.6パーセントの増と見積もっております。その主な増収の要因としては、災害復旧費国庫負担金が8億1千万円の増、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金が52億8,000万円の増に加え、被災地域農業復興総合支援事業に係る県補助金40億6,000万円の増によるものであります。

地方債は、6億400万円で前年度対比34.9パーセントの減であります。これは前年度の予算編成上、震災復興特別交付税に財源手当てが移行するか不明だったため、当初予算では地方債による財源調達の手法を取っていたことによるものであり、実質的には、災害公営住宅建設に要する地方債3億2,000万円の増となっております。

繰入金は、60億9,000万円で前年度対比491.9パーセントの増であり、その主なものは、震災復興交付金基金の取崩し54億5,000万円の増によるものであります。

次に、歳出予算（案）における主要な震災復興関連施策の概要についてご説明申し上げます。

新年度の歳出予算については、山元町震災復興計画関連の復旧・復興に係る事業として新たな目を設けて整理しておりますので、ここでは、主な事業について5つの重点プロジェクトの順によりご説明申し上げます。

第1に、住まいる（スマイル）プロジェクト関連事業といたしましては、応急仮設住宅の入居者の生活拠点の早期確保等を図るため、新山下駅及び新坂元駅周辺に災害公営住宅110戸を整備するとともに、良好な市街地形成、都市機能の更新、復興に必要な

住宅地の供給のため基盤整備を行う、復興土地区画整理事業の計画策定に要する調査費用に加え、災害危険区域内にある住居の集団移転を促進するための防災集団移転促進事業に係る計画策定業務を実施するものであります。また、これらの新しい市街地を結ぶ都市計画道路等を整備するにあたり、基礎調査に要する費用を計上し推進を図るとともに、避難路整備にも取り組みます。更に、スマートIC基本構想・計画検討やJR関連特定環境影響評価業務など、交通インフラの整備を推進してまいります。

地域公共交通関連事業としては、既存の通院や通学時の足の確保に加え、被災者支援対策としてJR代行バスへの連絡等の利便性の向上を図るとともに、JR常磐線亘理駅以南が不通になっていることから、町民の足の確保対策として亘理駅までの直行バスの運行にも取り組んでまいります。

第2に、山元ブランド再生プロジェクト関連事業といたしましては、農地・農業用施設及び漁港施設の災害復旧に取り組むとともに、山元町の産業ブランドの再生・復興を目指すにあたり、作付が困難な農地を所有する農家で組織する地域復興組合で行う復旧作業を支援する被災農家経営再開支援事業に取り組むものであり、本町のブランド品である仙台いちごの早期復旧を目指し、生産施設等を町が整備し団地化を図る被災者地域農業復興総合支援事業にも取り組んでまいります。

また、農業経営再開を支援するため地域農業の実態と農業者の意向を踏まえ農地集積に取り組む経営再開マスタープランを作成するとともに、農地の集積化を図る被災地域農地集積化事業へも取り組んでまいります。

第3に、人口減少・少子高齢化対策プロジェクト関連事業といたしましては、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、小学校入学から中学校卒業時までの入院分医療費を無料化するよう助成の拡大に取り組むとともに、妊産婦健診の助成についても引き続き取り組んでまいります。また、がん健診の受診率向上対策や糖尿病予防対策など各種検診事業の強化にも取り組むとともに、人口減少や流出の抑制、地域活性化の観点から、引き続き住宅の新築及び改築等へ助成を行い定住促進を図ってまいります。

第4に、笑顔が集う賑わい創出プロジェクト関連事業といたしましては、太陽ニュータウンの児童公園をはじめ、牛橋公園、磯崎山公園等の災害復旧に取り組むとともに、区画整理事業や防災集団移転事業等の市街地形成検討のなかで、農水産物直売所や総合案内施設等の地域間交流拠点施設の整備計画を検討してまいります。

第5に、防災力向上プロジェクト関連事業といたしましては、新しいまちづくりの拠点整備及び津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する防災緑地整備の計画検討に着手するとともに、放射能対策といたしましては、現在、策定中であり、放射性物質汚染対処特別処理法に基づく、除染実施計画の策定完了による処理方針が、具体化するまでの間に要する、応急対策経費を措置するものであります。

次に、その他の主な震災復興関連施策の取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、被災者支援関係といたしまして、町内に居住する被災者や避難者等に生活情報、防災情報等を発信する臨時災害FM放送局を継続して運営するとともに、仮設住宅における孤独死や身体機能の低下を防ぎ、健康増進を目的としたサポートセンターや、コミュニティの再構築及び、応急仮設住宅入居者以外の被災者支援に取り組むため、「やまもと復興応援センター」を核として対応してまいります。

また、被災等にて離職を余儀なくされた方々への雇用・就労の機会を提供する緊急雇用創出事業を展開してまいります。

悪化した生活環境の早期回復が望まれるなか、震災廃棄物の処理については、平成24年度から県の廃棄物処理場が本格稼働することになり、町内仮置き場等からの分別搬入に要する経費等を措置しております。

教育関係においては、浜通りに位置する中浜小学校と山下第二小学校が津波によって被災した現状を踏まえ、今後の児童生徒数の減少等による学区及び学校の再配置等の検討を進めてまいります。また、遠距離通学を行う被災児童生徒の保護者の負担軽減に取り組むとともに、音楽活動を通じ被災した子どもたちが将来への夢や希望を持てるよう中学校の楽器整備にも取り組んでまいります。

さらに、だれもが将来に向けた夢や志を持つことができる町づくりを目指し、家庭・地域・学校が相互に連携し、協働により地域全体で、未来を担う子どもを育成して行く仕組みを構築する協働教育推進事業に取り組むとともに、市街地形成事業としての区画整理事業計画の策定が開始されることに伴い、開発予定地内の埋蔵文化財の事前調査等に要する経費を措置するものであります。

債務負担行為につきましては、税務や福祉などの基幹系システム開発に要する経費、基幹系システムリースに要する経費、公会計システムリースに要する経費、評価替えに係る土地評価業務及び異動修正業務委託、中小企業振興資金融資損失補償に要する経費、学校給食業務委託事業及び町民バス運行业務に要する経費について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、施策の主な内容についてご説明を申し上げましたが、平成24年度山元町一般会計予算（案）は、震災復興関連事業への取り組みにより、歳入歳出総額は397億2千万円と、前年度当初予算額（9月）と比較し、約176億6,000万円、約80.1パーセントの増であります。また、平常時である平成22年度当初予算と比較すると約345億8,000万円、約77.3パーセントの増となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案及び主要施策の内容等についてご説明を申し上げます。

議案第37号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

本町の国民健康保険被保険者数は、震災以前の平成23年2月末時点で5,326人であったものが、平成24年1月末時点においては、4,768人と、558人の減少となっており、震災の影響により著しい被保険者数の減少を示し、平成24年度の予算規模の極端な減少の大きな要因の一つとなっております。

国民健康保険事業につきましては、被保険者負担を少しでも緩和すべく、生活環境や個人の食生活習慣の乱れなどからくる高脂血症など、メタボリック症候群の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査及び、特定保健指導の強化・充実を図り、重症化予防並びにその受診率及び指導率の更なる向上に努めてまいります。

なお、債務負担行為につきましては、特定保健指導業務委託事業について、期間及び限度額を定めるものであります。

ご提案申し上げます平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）は、歳入歳出総額19億6千万円で、平成23年度当初予算と比較しますと3億1,000万

円、13.7パーセントの減となっております。

議案第38号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（案）について申し上げます。

5年目を迎える後期高齢者医療制度は、政権交代に伴い現政権のマニフェストにおいては本制度を廃止し、医療制度全体の抜本的改正が掲げられており、昨年12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめにおいて、改革の基本的な方向や、新たな制度の具体的な内容が示されたところであります。

このような中、当面は引き続き現行制度で運用されることになっておりますので、本年度もきめ細やかな対応に心がけ、何よりも高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

ご提案申し上げます平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（案）は、歳入歳出総額1億6,000万円で、平成23年度当初予算と比較しますと553万円、3.2パーセントの減となっております。

議案第39号 平成24年度 山元町介護保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

平成24年度は、平成24年度から26年度の3か年を計画期間とする「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の初年度にあたります。

本計画は、震災からの復興と合わせ、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に策定したものであります。

本年度につきましても、さらなる高齢化社会に対応すべく、要介護等の予防に努めるとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、各種介護サービス、介護予防事業の充実に取り組んでまいります。

ご提案申し上げます平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）は、歳入歳出総額12億7,000万円で、平成23年度当初予算額と比較しますと1億200円、7.4パーセントの減であります。

議案第40号 平成24年度 亘理地域介護認定審査会特別会計予算（案）について申し上げます。

本会計は亘理町と「亘理地区介護認定審査会を共同設置する規約」を締結し、共同運営するものであります。

本会計の運営幹事町は、4年毎に交代することになっており、平成23年度から本町へ変更され2年目となります。

平成24年度は、引き続き介護認定に係る審査業務について、審査結果の平準化と審査会運営の効率を図り適正な運営に取り組んでまいります。

ご提案申し上げます平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（案）は、歳入歳出総額7百3万円で総事業費は前年度と同額となっております。

次に、企業会計についてご説明申し上げます。

議案第41号 平成24年度山元町水道事業会計予算（案）について申し上げます。水道施設の応急復旧状況につきましては、町内のほぼ全域で給水可能な状態に回復しており、平成24年度からは、仮設の状態にある水道管や橋梁に添架している水管橋等の本格復旧を重点的に行ってまいります。



なお、本格復旧に要する予算措置につきましては、既に平成23年度に計上している工事費等を翌年度に繰越して事業を行うこととし、水道施設の本格復旧完了は、平成25年3月を見込んでおります。

それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。

はじめに、収益的収入についてですが、給水人口減少による給水収益の減、応急復旧事業に係る国庫補助金等の減により、総額で前年度より約9千400万円減の2億6,000万円、収益的支出では、仙南仙塩広域水道の受水費の減及び水道施設の応急修繕費等の減により前年度より1億1,000万円減の3億5,000万円を措置しております。

次に、資本的収入では、総額で前年度より約300万円減の1億1,000万円、資本的支出では、水道施設の耐震化工事等の増により、総額で前年度より約1,200万円増の2億6,000万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,000万円は、運転資金として借り入れた企業債及び損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第42号 平成24年度山元町下水道事業会計予算(案)について申し上げます。下水道施設の応急復旧状況につきましては、現在も流れの悪い下水道管が町内に数か所あるため、バキューム車により直接抜き取りする、応急対応を継続しております。

また、山元浄化センター及び沿岸部の上平農業集落排水処理場につきましても、被害が甚大であったため、現在も汚水の簡易処理を継続中であります。

なお、下水道関連施設の本格復旧事業につきましても、既に平成23年度に計上している工事費等を翌年度に繰越して事業を行うこととし、本格復旧完了は、平成25年3月を見込んでおります。

それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。

収益的収入では、下水道使用料及び国庫補助金等の減により、総額で前年度より約6,600万円減の6億1,000万円、収益的支出では、下水道施設の応急修繕費等の減により、前年度より9,900万円減の8億6,000万円を措置しております。

次に、資本的収入では、国庫補助金及び一般会計からの出資金等の減により、総額で前年度より約3億6,000万円減の2億4,000万円、資本的支出では、下水道施設の災害復旧工事費の減により、総額で前年度より3億5,000万円減の6億100万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億5,000万円は、営業運転資金として借り入れた企業債及び損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

はじめに、補正予算関係議案のうち人件費関係につきましては、震災による膨大な復興・復旧関連事業に対応するため、時間外勤務手当に不足を生じたことから、その影響額を各会計の各款項目に措置しておりますので、これ以外の項目についてご説明いたします。

議案第30号 平成23年度山元町一般会計補正予算(案)(第5号)について、主な内容等をご説明申し上げます。

今回の補正予算(案)のうち、歳入関係予算については、各種交付金においてその交付額が確定したことから措置するものであり、地方交付税については、特別交付税の交

付額決定額の増に加え、国の3次補正予算に計上された災害復旧事業分及び震災復興交付金事業申請に伴い地方負担分が確定したことに伴う増額であります。

また、国県支出金については、事業費等の精査に伴う措置が大半を占めるものであり、諸収入のうち雑入については、宮城県市町村振興協会から災害対策支援金が交付されたことに伴う措置に加え、建物災害共済から震災による公共施設被害に対し見舞金が交付されたことによる追加であります。

さらに、町債では、震災による災害復旧事業債関係の地方負担額に対し、震災復興特別交付税が交付されることになったことから減額するものであります。

次に、歳出予算について申し上げます。

総務費関係につきましては、指定寄付により広報活動事業用の備品購入費を追加するとともに、各種基金の運用利子増により予算積立を増額することに加え、東日本大震災復興交付金事業申請による国費相当分の予算積立と、宮城県から震災復興交付金基金が交付されたことから予算積立を行うものであります。更に、震災復興特別交付税等、震災復興関連予算の手厚い財源手当てにより、当初、財政調整基金を取り崩し財源充当していた額以上の特別交付税等が交付される見込みとなったことから、財政調整基金に予算積立を行うものであります。

また、諸費においては、東日本大震災によりお亡くなりになられた行政区長等に対し、遺族特別援護金等の支給決定がなされたことから、これらに要する経費を措置するとともに、東保育所の園児に対する見舞金に要する経費を措置するものであります。

民生費関係については、各特別会計の事業精査による繰出金の整理と障害者自立支援給付費の前年度精算に係る返還金に加え、災害救助費の補助申請に伴う事業費の減額等であります。

衛生費関係については、各一部事務組合において災害復旧事業等の関連経費を東日本大震災復興特別交付税に振り替えるため追加するものであり、合併浄化槽整備事業については、事業費精査による補助見込額の減額であります。また、災害廃棄物処理事業については、国の補助申請に係る査定結果に基づき、公共施設の解体処理費用等関連事業費を追加するものであります。

労働費関係については、大震災の影響により、地域環境保全業務委託の執行を見合わせたことによる減額であります。

農林水産業費関係については、いちご復興への指定寄付を活用し、栽培農家に対し支援に要する費用を措置するとともに、牛橋地区県営かんがい排水事業費確定に伴う町負担金の減額をするものであります。

また、被災農家経営再開支援事業では、作業実施見込面積の減に伴い減額措置をするものであり、農業復興に係る東日本大震災農業生産対策交付金事業の追加に伴う増額措置をするものであります。

土木費関係については、下水道事業会計において、東日本大震災復興交付金事業として下水処理場の脱水汚泥設備整備に要する補助金を追加するとともに、災害復旧事業費増に伴い繰出基準に基づく一般会計補助金の追加をするものであります。

消防費関係については、東日本大震災による非常備消防団の殉職者に係る賞じゅつ金に対する町負担分を措置するとともに、亘理地区行政事務組合消防本部が実施する消防防災無線デジタル化等に伴う地方負担分が、地方債から東日本大震災復興特別交付税に

移行されたことにより相当額を追加するものであります。

教育費関係については、指定寄付を活用した図書及び備品購入費を追加するものであります。

災害復旧費関係については、公共土木施設及び農業施設災害復旧事業の国の査定完了に伴う事業費の減額に併せ、漁港災害復旧事業では水産庁が代理施行することになったことから、地元負担分を措置するものであります。また、消防施設災害復旧事業においては、防災行政無線災害復旧工事に要する経費の追加及び消火栓復旧に要する費用確定に伴う減額を行うものであります。

続いて、繰越明許費及び債務負担行為について申し上げます。

はじめに、繰越明許費についてであります。その内容としては、国の補正予算や災害復旧及び震災復興等に関連する事業決定が年度後半に集中したことにより、年度内の事業完了が困難なことから、24事業について繰越をするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、山元町派遣職員宿舍借上料他3業務について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

なお、歳出予算に見合う補正財源としては、各種譲与税、普通交付税、国・県支出金、財産収入、諸収入等をもって措置するものであり、更に、その財源調整については、財政調整基金繰入金等の減額をもって対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたとおり、今回の補正額は、21億9,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を351億5,000万円とする補正予算（第5号）であります。

議案第31号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第1号）について申し上げます。

歳出予算の主なものについては、高額療養費の減額措置、及び高額医療費共同事業拠出金、並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額を行うものであります。

また、歳入予算につきましては、国庫支出金における災害臨時特例補助金の増額や各種補助金、交付金等についての確定等による増減措置をするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の戻し入れで調整するものであり、国民健康保険事業特別会計予算の補正額は7,071万円を減額し、歳入歳出予算額の総額を22億235万円とする補正予算（第1号）であります。

議案第32号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）について申し上げます。

歳入予算につきましては、保険料見込額及び保険料の軽減分に係る一般会計繰入金の減額補正を行うものです。

歳出予算では、宮城県後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正を行うものであり、後期高齢者医療特別会計予算の補正額は、7,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億44万円とする補正予算（第1号）であります。

議案第33号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（案）（第3号）について申し上げます。

歳出予算につきましては、法改正に伴うシステム改修費用を追加措置するとともに、東日本大震災の影響に伴い保険給付費におけるサービスの利用状況が、在宅介護から施設介護に変化したことにより、居宅介護サービス給付費を減額し、施設介護サービス給

付費を増額するものであります。

また、歳入予算については、保険給付費の見直しに伴う国県支出金の減額に併せ、被災者の第一号被保険者保険料の減免分及び介護サービス利用者利用料免除分に係る介護保険災害臨時特例補助金を増額するとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取崩し減をもって調整するものであり、介護保険事業特別会計予算の補正額は、3,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億7,000万円とする補正予算（第3号）であります。

議案第34号 平成23年度山元町水道事業会計補正予算（案）（第2号）について申し上げます。

水道事業会計予算の収益的収入では、使用水量減に伴う水道料金収入及び消火栓の復旧事業費確定に伴い、消火栓負担金をそれぞれ減額するとともに、新規契約の増加による水道加入金を追加するものであります。

収益的支出では、仙南仙塩広域水道の使用水量が一部減免となったことから、受水費を減額するとともに、維持管理及び応急復旧に係る事業費確定により、委託料及び修繕費をそれぞれ減額するものであります。

資本的収入及び支出では、常磐自動車道関連の配水管移設工事が翌年度に変更となったことから、受託工事負担金、委託料及び工事請負費をそれぞれ減額するものであり、今回の補正額は収益的収入を約4,600万円減額し、総額3億8,000万円に、収益的支出を約5,500万円減額し、総額4億8,000万円に、資本的収入及び支出をそれぞれ約7,400万円減額し、資本的収入を総額2億2,000万円に、資本的支出を総額3億6,000万円とする補正予算（第2号）であります。

議案第35号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（案）（第3号）について申し上げます。

下水道事業会計予算の収益的収入では、使用水量減に伴う下水道使用料収入を減額するとともに、建物災害共済より震災による下水道施設被害の見舞金を追加し、収益的支出では、維持管理に係る事業費確定により、管渠費及び処理場費のそれぞれの経費を減額するものであります。

資本的収入及び支出では、復旧・復興の発注工事において建設作業員不足などによる入札不調に対応するため、積算基準を見直しにことにより、委託料及び工事請負費を増額するとともに、上平農業集落排水処理場内に汚泥減量化を図る脱水装置の設置に係る調査測量委託料を追加するものであります。

また、被災した下水道施設について、過去に高金利で借入れた企業債を低金利の企業債に借り換えを行うため、企業債償還金を追加するものであり、今回の補正額は収益的収入を約800万円追加し、総額6億9,000万円に、収益的支出を約1千500万円減額し、総額9億5,000万円に、資本的収入を約11億7,000万円追加し、総額59億500万円に、資本的支出を約11億7,000万円追加し、総額62億3,000万円とする補正予算（第3号）であります。

次に、新規条例議案1件、一部改正条例議案10件、条例外議案5件について概要をご説明申し上げます。

はじめに、新規条例議案についてご説明申し上げます。

議案第14号につきましては、宮城県産業復興機構等が買い取る債権について、宮城県

信用保証協会が有する求償権の放棄を可能とし、東日本大震災で被災した中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため提案するものであります。

次に、一部改正条例議案10件についてご説明申し上げます。

議案第15号につきましては、震災からの復旧・復興に向けた組織機構の再編を実施するため所要の改正をするものであり、議案第16号につきましては、障害者自立支援法の経過措置終了に伴い、施設利用対象者の拡大をするため所要の改正をするものであります。また、議案第17号につきましては、少子高齢化等による公共交通の新たな需要に加え、東日本大震災からの復旧・復興等を支えるため所要の改正をするものであり、議案第18号につきましては、地方税法等関係法令の改正により所要の改正をするものであります。

議案第19号につきましては、第5期介護保険事業計画の策定及び関係法令の改正に伴い介護保険第1号被保険者の保険料を改めるため所要の改正をするものであり、議案第20号につきましては、子育て支援施策の一環として、入院に伴う医療費助成対象年齢を拡大するため所要の改正をするものであります。次に、議案第21号につきましては、用地取得等に関する助成金の追加と指定要件の緩和を行い、更なる企業誘致を推進するため所要の改正を行うものであり、議案第22号につきましては、関係法令の改正に伴い廃止された要件を維持し特例措置を講じるため所要の改正をするものであります。

議案第23号及び議案第24号につきましては、東日本大震災により被災した新地町の一部地域を給水区域内に含めるため所要の改正をするものであります。

続いて、条例外議案5件についてご説明申し上げます。

議案第25号につきましては、山元町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、平成23年度で計画期間が終了することから、新たな計画を策定し議会の議決を求めるものであります。

議案第26号、議案第27号及び議案第28号につきましては、「大河原町外1市2町保健医療組合」の名称変更に伴い、関係規約の変更について協議をするため、地方自治法第252条の2第3項により提案するものであります。

議案第29号につきましては、東日本大震災による津波により東保育所入所児童の死亡に係る事案について、裁判外紛争解決手続きにより、和解同意が得られたことから議会の議決を求めるものであります。

以上、平成24年第1回山元町議会定例会に提出いたしております議案の概要をご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、更に関係課長等に説明させますので、宜しくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）以上で、平成24年度予算編成方針並びに提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

---

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第15号山元町課等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、山元町課設置条例第1条地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、新たに課を設置する必要がありますことから、条例改正を提案するものでございます。

それでは、お手元に配布させていただいております資料No.2、これに基づきましてご説明をさせていただきたいというふうに存じます。

東日本大震災により甚大な被害を受けた山元町の復旧・復興を推進するに当たり、震災復興計画に基づく防災集団移転促進事業、災害公営住宅、復興土地区画整理事業及びJR常磐線の復旧など、直面するさまざまな復興事業の推進を担当する新たな課を設けるとともに、あわせて所要の改正を行うものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

どうかご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、本改正条例についての説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

11番（伊藤隆幸君）はい。この山元町課設置条例の一部を改正する条例について、前の全員協議会で町長が85名ほど人員が必要と説明があったんですけども、その後の全員協議会で、85名中55名ぐらいが見通しがついたということで説明があったんですけども、現在のどの程度マンパワーの確保というか職員の確保を今できているのかを質問いたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。総務省ルート並びに国交省ルート、こういったものを活用しながらマンパワーの確保というふうなことで派遣要請をしておりましたが、現在のところ、3月1日現在でございますけれども、長期にわたる派遣につきましては36名、短期の部分につきましては12名ほど、以上、合わせますと48名ほどの派遣職員の対応が見込まれるところでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、総務課長の説明で長期が36名、短期が12名という説明があったんですけども、48名ということで、この不足分はどのような見通しでこれから進んでいくのかをお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。確保努力というふうなものは継続してやっていく必要があるだろうというふうな考え方でございますが、ただ自治体の派遣の状況というふうな部分については、全体的にでございますけれども、各自治体とも行革努力、そういった部分での職員数の削減であったり、そしてまた、沿岸部自治体における職員のニーズ、こういったもの等の不整合な部分、こういった部分で要望が必ずしも充足していない状況に

ございます。

こういった部分を補完する方策としては、山元町では、当然新陳代謝分の補充はもとより任期付職員、条例改正をお認めいただきましてこういった制度を活用しながら、さらには再任用などの活用の手法、こういったものも視野に入れ今後も確保努力を継続していきたいというふうな見込みでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。今、総務課長が言ったことを篤と各自治体間で調整して、そして、このマンパワーの確保に向かってほしいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかにありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回の行政機構の機構図、課設置条例の関係から見ますと、先ほど総務課長からお話ございましたように、9課から10課、そして4室、1課3室が増と、そういう形になるというお話ですけれども、人員の必要性は、議会の中で、組織の中でいろいろご説明はしていただいたわけですが、この例えば危機管理室なり、あるいは震災復興企画課、これは復興震災推進室これを二つに分けてつくった課なんですけれども、本来なかなか室の考え方が、課とのその連携の中で見えない部分があると思うんですよね。それに応じて管理職も3名ふえるということにもなりますので、そういった部分で、この室の本当に事業の推進のあり方、事業分担の中には概要としては書いてはあるんですけれども、一つ一つ考えると、例えば復興推進課の部分で、震災復興企画課、これを整備課と二つにこう分けていくと。あるいは、そこに室を設けるという形でおのおの考え方はあると思うんですけれども、そういう形でなくても、班で対応できないのかどうか。具体的にその辺、室にする意味合い、そして、そこに復興推進室を二つに分けて、整備と事業と分けるわけですが、その辺について全体に、今のお話で、人数が全体に今まで各課からの要望が少ないという中できちっと人員の配置を考えたときにこの室の必要性、そして課を二つに割って、そここのところで事業の分担をするという考え方ですけれども、その部分で実際に仕事の兼ね合いの中で、室を設けなくても班として考えてふやして、そこに人員を張りつけるような考え方の中で対応できないのか。室を設ける理由についてもお伺いできればなと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますけれども、従来の震災復興推進室というふうな部分については、復興計画、こういったものを取りまとめを前提にというふうなことで対応してきたところでございます。で、今後、事業の展開が大きく変わってくると、復興計画に基づく具体の計画が24年度から始まるという中で、当然、業務もかなりのボリュームでありますし、事業量、事業費、こういったものも相当大きなウエイトを占めると、そうした中で山元町で手がけたことのない都市計画手続、新市街地整備、こういったものなどが出てくると。さらには、災害公営住宅、集団防災移転事業、加えてJRの復旧の問題等々、本当に奥行きが広い、しかも複雑多岐、相手地権者、こういったもの等を総体的に考えたときに、単に班の拡充だけでは対応し切れないものがあるというふうなことの考えのもとに、室を設けて対応するというふうなことでございます。

先ほどの説明でも加えさせていただきましたけれども、将来の事業展開、ボリュームなり事業費の変化、そして、さらに職員派遣の状況、こういったもの等も視野に入れながら、フレキシブルに対応していく必要があるということ踏まえての室での対応というようなことを想定してございますので、こういった執行部側の考え方によるものと

というようなことをご理解いただければ幸いです。

10番（岩佐 隆君）はい。何回もお話を伺っているのでわかるんですけども、ただ実際にやるときに、事業をすると、そういう形で考えたときに、やはり末端の職員がいかにも人数が多く、そして事業内容を分担してできるかどうかだと思えますよね。ですから、簡単に言えば、決裁権のない例えば室長がいて、そこで例えば対応しても班長と同じでないかと。ただ全体の中では、実際に班長として、その例えば全体事業計画の事由計画、それを震災復興企画課の中で対応していけば、例えば室長と、あるいは班長の違いだけで、実際に仕事をする人たちを減らすというわけではないんだね。そのところできちっと考えるような形にすれば、私は別に室、今までも室の室長さんもいたんですけども、ただそことまちづくりで例えばあったときに、仕事がなかなか我々町民にも議会側にも見えなかった部分があったと思うんですよ。そういったことを考えると、全体の今回、震災復興課、人を減らすというのではなく、その人たちを上手にその班の中で利用しながら全体の事業を推進するためにどうするかという形ですかね、今回の組織は。その部分を考えるときに、何で室で、必ず室長がいなければならないのか。あるいは、室でなければならない理由がどこにあるのかということをお聞きしたいんですよ。

副町長（平間英博君）はい。ただいまの岩佐議員のご質問にお答えいたします。

まず1点、理解を深めていただくために、まず課と室の違いの部分についてご説明します。課と室の違いについては、それぞれその長となる方については、その課、室が所管する事項についての決裁権限は有しております。ただ課と室の違いは、庶務関係の部分については、課内室ということで課の方の一つの班に庶務関係がまとめられているということで、それ以外は課と室の違いはございません。それぞれ管理職が課、室の所掌事務についての決裁権限を持っているという形になります。

その上で、今回、室として設けた部分の考え方なんですが、派遣を要請している部分の中には、先ほど総務課長がご説明申し上げましたが、これまで山元町ではこれだけの規模の都市計画の手续あるいは区画整理事業、そういった部分についてノウハウを持っておりません。今回、総務省あるいは国交省ルートで人材を得るための相談、協議をさせていただいておりましたが、そういった部分について精通している一定の職の方を求めておりました。で、先ほど来申し上げております復興事業にある程度ノウハウを持っている管理職相当の方も含めて、人材を求めているところでございます。そういった派遣される職員の処遇等も考えて室を新たに設けたいというのが1点です。

それから、今後山元町の復興を進めていく上では、そのときそのときに必要となる事業がどんどん進んでまいります。例えば、提案しております用地・鉄道対策室を例にとれば、それらの事業用地が一定の目途が立った後は、次に行うべきことがどんどん変わってくる。そういった山元町の復興に課せられた課題に柔軟に対応していくために外に人材を求め、それに必要な処遇と室の設置を柔軟に対応していくために、今回このような形での組織機構の提案をさせていただいたところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今、副町長からの答弁を聞いて感じたことは、この前の副町長の件も同じなんですけれども、今回、派遣される人のために一応ポストをつくってやると、そういう今のお話だったんですけども、全体の組織の中で、そういう形での考え方が必要なのかどうかということの一つと。

あと、実際にやっぱり仕事をいかに、前段で仕事の関係のお話もしましたけれども、



仕事をいかに効率よく、あるいは柔軟に、今回の復興事業を含めた事業をやるような組織をつくっていかれるかどうかだと思うんですね。それで、今お話しの中で、総務省なり国交省からある程度、係長になるのか――長になるのか、それを多分その人たちは室長に充てると、そういう形で考えていらっしゃるようなお話ですけども、そういうことで考えると、その室をまとめてもらうという部分ではいいかもわからないけれども、実際に仕事ということ考えたときに、わざわざその人たちに課長級の給料をやって、そこでまとめてもらうという形を優先して組織をつくるという形としかとらえられないんですけども、私は、もっと班体制も含めて一つの課の中でやっぱり班制度をうまく利用しながら、そのこのところで人員をふやしながら組織をちゃんとつくって、そのこのところでの全体の復興事業の進め方、そういう形でも十分機能が果たせるんじゃないかと、そういう思いをするわけですよ。

何でそのような話をするかという、どうしても管理職になるとやっぱり手当が、給料も高くなるし、そのこのところでの全体の支出が3人分と言えれば3人分なんですけれども。あと、組織の中で人員をふやしたときに財政支出も多くなると、そして、これをどこまでその組織を引っ張っていくかというちょっと見えない部分もあると思うんですね。その点で、実際に室と班とのかかわりの中で仕事の業務分担をきちっとさえすれば、十分に今お話ししたような形でも十分できるんじゃないかと思うんですよ。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご質問のございました関係について、一部繰り返しになってしまう部分についてはお許しいただきたいんですが、今回事業を行う部分については現在山元町の職員のノウハウを超える内容のことをとり行わなくちゃいけないところもございます。そういった中では、それらの業務についてきちんと決裁権限まで持って臨むべきものが間違いなくあるものというふうに考えて、そういったことをきちんと管理も含めてやっていただける人材を他の自治体さんの方にお願いをして、その調整を進めているところでございます。

あわせて、その場合に庶務関係については課の方に統合いたしますので、それぞれが管理職として決裁権限は持ちますが、供覧あるいはその他の形で、課、室、あるいは関係課、決済などを通じて課題解決の共有化、そういったものを当然図るということになりますことを、あわせてご理解いただきたいと思います。

あと、その財源等のご懸念の部分については、総務課長の方からご説明申し上げます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。自治法派遣職員にかかります人件費の手当ての関係でございますけれども、これにつきましては特別交付税措置によって全額財源の手当てがなされるというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ただ山元町の職員が聞いたら、本当にびっくりすると思うんですけども、山元町の職員の能力を超える仕事がふえると、そういうお話で今副町長がされたんですけども、私は、これからの事業、やっぱり山元町の今の職員がやはりきちっとこれから復興事業にかかわってもらわなくてはだめだし、あと、仕事も実際にそれに対応するくらいの仕事をしてもらわなくちゃだめだと思うんですよ。そういう上で、ほかから山元町のこれからの復興事業を、山元町の職員の能力を超える仕事ができるからそこから呼んでくるんだよという話だと、職員のやる気もなくするし、あと、実際にこれから仕事をやるときに、能力を超えるような形であっても、みんなで努力して職員の人

たちにこの復興事業にかかわってもらわなくては、これから何年もずっと、その短期あるいは長期でずっと優秀な職員が、ほかから来る職員がずっといるわけじゃないでしょう。非常にこう、私とすれば、今の職員をきちっと評価していないというふうにしかなんてこないんですよ、副町長。そこのところをきちっと考えた中で組織の再編なり、組織の中身を考えていただかないと。

副町長（平間英博君）はい。ご質問の趣旨、ごもっともでございます。ただ、今回、例えば一つ例をとれば、都市計画手続あるいはその後の区画整理事業、山元町では、実際にミニ開発は間違いなくこれまでもございましたが、100ヘクタール規模などの規模の大きな区画整理事業を、実際にこの山元町内ではそういった事業が展開されてはおりませんでした。で、今回そういった部分について公共施工、山元町が事業主体となつての区画整理事業の着手も取り組まなくちゃいけない部分もございます。あるいは業務代行という手法もございますが、いずれそういったノウハウを持ってそういった事業を円滑に推進する必要があります。そういった中では、実際に他の自治体においては自治体施工の区画整理事業をしっかり取り組んでいる事例も多々ございまして、そういったことに従事された職員のノウハウというのは貴重なものがございまして、そういった職員にぜひ山元町においでいただくという調整をしております。

ただ、当然そういった事業を行う上では、町民との接点も非常に多くなることとなります。いずれこれは、組織機構の部分から一步踏み込んで人的な配置の部分にも事が及ぶことになるんですが、実際こういった組織をつくった上で配置する場合に、ご懸念の部分も念頭において山元町職員もそういった部署に配置をさせ、そういった外部のノウハウを持った方においでいただきながら、その方々と一緒に仕事に取り組みながらノウハウの伝授を受けて、山元町プロパー職員だけでもできるような形にぜひ取り組めるように、いずれそれは人事配置上の問題になりますが、そういったことを念頭に置きながらこの復興事業が取り組めるよう、組織それから人事配置に努めてまいりたいなというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。組織をこういう形に変えても、実際に仕事をやるのは職員ですので、今副町長からご答弁いただいたように、実際に主体になる山元町の職員がやる気をなくすような組織の再編であったり、あるいはそういった考え方のもとに組織をつくると、そういうことでは私はいまうまくないと思いますので、その辺はやはり十分に考えていく必要があると思うし、また、先ほど町の復興整備の事業主体の関係の話も出しましたが、今まで山元町でも直接はやってないですけれども、やはり業務代行等の考え方で、具体的に委託とかそういう部分でうまく整合性をとりながら事業を進めていくというノウハウはきちっと今までのいろいろな部分で、こんな規模の大きいやつはやっていないですけれども、ちっちゃいやつで積み重ねてやっているのだから、そういうことを全然やれていない、あるいは組織としてやはり経験を積ませてこれから8年間なら8年間の中で、短期に来る職員も当てにして、そしてやるような形も一つですけれども、やっぱり実際に今いる職員をいかにこの8年間の中でそういった業務にも対応できるような職員をつくり上げていくか。私はその方が大事だと思うんですよ。そのための組織づくりであるべきだと思うんですよ。そこを考えながら組織づくりの基本的な考え方を私はつくっていくべきだと思います。その点で、町長の方から。

町長（齋藤俊夫君）はい。この組織のありようについて、私の方からもお答えをさせていただきます。

たいというふうに思いますが。山元町の職員は、これまで大規模災害が発生する前の平時の面では、それなりに活躍をしてきたというふうに私も理解しております。しかし、余りにも今回の大震災の規模、内容というものが今までの平時で経験し得なかったものが余りにも多過ぎると、幅広い、奥行きが深いというふうな状況でございます。また、そういう中で、復旧・復興はスピード感が要求されているわけでございます。やはりそういうスピード感のある復旧事業を進めるための体制整備がいかにあるべきかというふうなことで考えた場合、今、副町長なり総務課長の方から提案理由も含めてお答えさせていただきまして、やはりこの際は一定の経験、ノウハウを有する外部の応援を得ながら、岩佐議員ご指摘のように地元の職員もそれと一体となって、応援していただいた方が抜けた後でも大きな経験を積む中で、しっかりとしたまちづくりがしていける体制にシフトしていきたいというのは同感でございます。ですから、まずはこの今までの職員の経験、町の行政のあり方というものをもう一度今回の大震災と比較考慮していただく中で、この難しさをぜひともご理解を賜りたいなということでございます。

この1年間、私を含めて本当に不眠不休で頑張っただけでも、短期間ならいざしらず、これから実質もう1年過ぎましたけれども、7年間の復興期間を今の体制で、今のままで推進するというのはもう至難のわざでございます。もう物理的にも至難のわざでございますので、この前もご紹介しましたように、職員も大変疲労困ぱいでございますし、体調を崩している者もおるわけでございます。やはり今までの経験にさらなる大きな知識、ノウハウが必要でございますので、ご支援してくださる自治体の皆様の意欲も、これも受け止めながら、そしてまた町の職員の意欲というふうなものも、岩佐議員ご指摘の提案も勘案しながら、一体となった組織を編成することによって、やはり要求されるスピード感のある復旧・復興に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、その点の考え方については、今、町長、副町長からご答弁をいただいてある程度理解することができました。ただ、今度一つずついきますけれども、震災復興整備課、これ用地と鉄道対策室、これの関係ですけれども、JRの関係の仕事でどこまで具体的に町としてかかわっていくのか。それについてここに書いてあるだけなのか、実際にどうか、それからお話をお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。ここに再編後の体制の中の分掌事務の概要等というふうなことで、主な事例を列記したところでございます。これらはより具体の部分というふうなものは当然にあるわけございまして、この辺の部分につきましては、震災復興課長の方から答弁をさせていただければというふうに存じます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。用地・鉄道対策室でございますけれども、具体的な業務の中身といたしましては、用地買収等につきましては、基本的にJRさんの方が先導的に行うということは間違いないんですけれども、先ほど副町長等の話からもありまして、地元の調整につきましては、町の方がどうしても介入していかなければならない部分がございます。そういったことで、JRさんとのそういった調整と、あとは地元に入って行く際の用地の説明会を同行してご説明させていただいたり、あとは、その町の復興計画との兼ね合い等を聞かれたときに、町の方が同行してその辺のことをご説明しながらバックアップするというようなことを、作業の内容としては考えているというふうなことでございます。

あとつけ加えまして、鉄道だけでございませんで、面開発、土地区画整理事業、防災集団移転事業に絡む用地買収、こういったことについても、こちらの部署でもって業務担当していただくというふうな中身で考えているところです。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。提案の課の総務課長が答えられなくて、そちらに内部の内容だからと振るというのも何かとどうかと思うんですけども。

今、説明を受けたのは、JR線の計画、ここに書いてあるとおりの説明を受けたんですけども、JR常磐線の計画調整という形になると、どういう形ですかね。路線、きょう2時半に発表になるというお話なので、それ以上の形の計画の調整という、どういう内容があるのか。また、どこまで町として民間のJRと町の方でかかわっていくのか。その辺の具体的な内容は今考えていらっしゃる部分で説明していただければなど。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。JRの計画調整等でございますけれども、これについては、例えば避難路との立体交差でありますとか、あとは、まちづくり、面開発する際の駅前広場の整備なんかについても、その面開発の部分とどのようなすみ分けといいますか、どういった配置にするかといったそういった検討とかもございまして。そういった各種そういった土木のそのインフラ整備とかかわる部分の事業計画の調整といったことも含まれます。

それから、ちょっと先ほど申し忘れたんですけども、環境影響評価、アセスの関係とか、そういった計画調整などもこちらの担当でもってやるようなことも考えておるといようなこととございまして、ご理解をいただければというふうに思っています。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、例えば先ほどお話に出たように、この用地・鉄道対策室、ここに職員、国からの職員を室長に持ってきて、それを具体的に事業用地班の中で事業を行うという形だと思うんですけども、実際に先ほどのお話の中で出てきたように、やはり町職員とあと出向職員、あるいは再任用職員、全体のバランス的な部分がこの組織の中に出てくると思うんですけども、やはり上手にバランスをとりながらというお話ですけども、実際に用地の買収の考え方からいくと、やはり地元精通する人たちも中に入っていかなくちゃだめだということもあるんですよ。そういった十分なバランスをとった中での班編成なり、あるいは室の設け方、あるいは組織で人員の配置、それをきちっと考えていくという形でのご答弁をいただいたんですが、それで具体的に進むということなのかどうか、確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今岩佐議員から確認された内容そのものでございまして。決して応援職員だけで課、室を編成するというのではなくて、町職員あるいはその部署によっては、先ほど総務課長から申しあげましたように任期付の職員であったり、構想をしておりますのは、用地ということであれば少し町内の方々にも、例えばその非常勤職員としてお手伝いをしていただくようなことも考える必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう皆様の知恵をバランスよくそこに反映できるような組織編成を心がけていきたいというふうに考えているところでございまして。

10番（岩佐 隆君）はい。まちづくり整備課関係で、施設整備班、この名称変更をしたんですけども、業務内容の中で産振に移す部分があるんですけども、これについては全体の業務量のバランスということなのかどうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。まちづくり整備課から産業振興課の方に移管する事務の部分については、農業施設関係の整備に関することというふうなこととございまして、具体

には農地や土地改良施設等の速やかな復旧を図るといようなことで、ソフト面、ハード面、一体的な形での展開がより理にかなった推進方策だろうといようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これについては、前、産業振興課にあって、組織の再編の中でまちづくりに移した部分だと思うんですね、業務内容から見て。実際にあっち行ったりこっち行ったりするキャッチボールはいいんだけど、仕事の中でわざわざ、業務内容は同じやつを最初に産振にあったやつをまちづくりに移して、まちづくりのやつをまたもう一回産振に移したと思うんですけれども、その辺ちょっと確認したいと思います。業務内容は別なんでしょうか。前移したやつと、あと戻したやつ。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。基本的には一緒でございます。農業土木、技術関係、こういった部分をソフト面と一体となった形でということ、産業振興課の方に移管する考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この件に関しては、前、組織の再編があったときに、我々も移すのはおかしいんじゃないかと、やはり農業部門でもってそこで施設整備をしていったらいいんじゃないかと指摘もさせてもらったんですけど、それは違うよと、そういう当時の答弁があって、やはりこちらは技術的な部分を技術者がいるところでやった方が間違いなく仕事として業務としてやっていけるんだよというお話の中で、まちづくりに移った経緯があったんですね。それが、今回もう一回移すようになっているから、ちょっとその当時の説明と、あと今の説明と、当時の総務課長が説明したんですから、今の総務課長と違うところが、その辺のちょっと説明をお願いします。

副町長（平間英博君）はい。ご質問の部分については、過去の組織再編の中で、産業振興課の方にあった部門を統合したという部分についての経緯は把握しているところでございます。当時は、限られた人員の中で、特に技術職ですね、町職員の技術職の人数が少ない中で、統合した方がより効果が上がるだろうという判断のもとに機構改革が行われたものというふうに判断しておりますが、今回このような震災からの復興を考えていく上で、具体的な動きの中で、ソフトとハード、実際その今後、農家の方で引き続き農業を続けたい方、それから今後の営農について断念をする方もいらっしゃると思います。あるいは復興計画の中にも重点プロジェクトとして挙げておりますが、イチゴの団地化など、そういった農家の方に対して耕作をできる農地をきちんと提供するというソフト部門と、それから、復旧をきちんと進めるハード部門、そういったところが一体となって取り組むことが望ましいというふうに考えております。今回、これまで産業振興課とまちづくり整備課の担当部署で連携をとりながら取り組んでおったところではございますが、なかなか課の枠の中で調整が不十分なところもあり、農家の方々に動きがきちんとお伝えできないといような部分も一部ございました。そういった反省を踏まえて、今回、災害からの復旧・復興のためには、従前の形には戻すことにはなりますが、ハードとソフト、一つの課で完結して取り組むことが、急を要する今回の事業を円滑にするためには必要だとい判断のもとに、今回このような提案をさせていただいているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。仕事がきちっとできるような体制を組織の中で考えていくことができれば、あっちにやったりこっち行ったりするというのは、組織再編の中ではしようがないと思うんですけれども、実際にやはりそのときに、きちっとやはり将来を見据えて考えた組織、それをつくっていく必要があると思うんですよ。そういう観点で今お

話ししているんですけども、そこを十分に配慮した中で今回考えたということですから、それはそれで。ただ、技術者を実際にこの土地改良のこちら辺、農林水産施設の改良をするための技術者をここの部署に配置するというのでいいのかな。今、副町長の答弁からすると、ハードとソフト一体的な形でこれから推進するための一つの組織だと、組織体制だというお話もあったので、その部分はどうなのか、まず。

副町長（平間英博君）はい。今回産業振興課に設けます農地整備班には、そういったハード事業をきちんと取り組める技術職も配置するような調整で臨みたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうすると、副町長が今お話しのようなハードとソフト一体に進むと、そして、農家の人たちから動きが見えないと言われるようなことがないと、そういうお話の中での今回の組織の再編だという形でとらえていいんですね。

副町長（平間英博君）はい。そのとおりです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話しの中で出てきたように、ただ、技術者を入れたから具体的に例えば今回の団地化構想の事業が進むということではないと思うんですよね。その中で、先ほど副町長が答弁したように、ソフト、実際にいる今までの産業振興課の職員と、その新たに技術者が来て、その団地の造成を含めた仕事全体のやつがきちっと前に進める形でない、やはり農家の人たちにも説明できないし、全体の団地化構想の動きが見えないということなので、そこのところはちゃんと課内で調整できるようなそういった部分での対応、それにはやはり人員の配置が一番だと思うんですよ。今まで多分、産業振興課、課長おとなしいから余り言わないと思うんですけども、人が少なくて大変なんですよね、我々から見ると。そういう部分が、人員的なやはり配慮もきちっとしていかないとだめだと思うんです、その事業に伴って。そこのところの全体の組織の再編じゃなければだめだと思うので、組織で課をつくったから、班つくったからだけでなく、全体にやはり仕事が多い部分について人員の配置も含めた組織の再編、これをきちっと考えて進まなければいけないと思いますので、その辺について答弁、よろしくお願ひします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。やはり組織は業務の量とやっぱりそれを担うスタッフの数が、これを適正な形で整備されているか、周りに分担されているかというふうなことに尽きるというふうに考えてございます。まちづくり整備課、ご指摘のとおりまちづくり全体にわたってもろもろの業務を俯瞰していると、また、一言言っていますとおり、かつて経験したことのない大変なボリュームの復旧事業を抱えているというふうな状況でございます。そういう中での、課長を初めとするスタッフの苦労は本当に並大抵のものではないわけですが、これについても、今、2月末現在ですと、30名近い各自治体からの応援スタッフ、その大半がまちづくり課においてご尽力いただいているという状況下にあるわけでございます。過渡期の体制整備、あるいはそのスタッフの配置というふうな状況もございまして、今回ご提案している中で、復興をメインとした2課2室、こちらの方で、極力復興事業をメインとして担当する。そして、まちづくり課は施設管理なり、復旧あるいは営繕環境を含むこの土地整備というふうな形で、その辺の業務量を勘案しながらスタッフの編成、配置をやっていききたいなというふうに思っておりますので、すべては、やはり突き詰めるところ、繰り返しますけれども、平時の中である程度時間的なものがある中でやる仕事と、一定の時間内にスピード感を持ってやらなくちゃならな

い中で、やはり少しでもいい形でのこの組織づくりが肝要でございますので、ご指摘のことも踏まえながら対応してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。まず、一つずつお聞きします。余り難しいことをお聞きしてもわからないべから。企画財政課と震災復興企画課と、この辺の整合性をお聞きしたい、まず。

総務課長（島田忠哉君）はい。企画財政課につきましては、現状の事務をそのままでございます。震災復興企画課につきましては、企画調整の班を設けることとなりますが、震災復興計画の全体的な計画調整、そして、事業計画調整室を含む庶務、こういった関係をこの震災復興企画課の企画調整班の方で所掌するというふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと説明不足じゃないかい。もう一回改めてお願いします。今、町長の方へ通しているんだから、町長が答弁してくれや。

総務課長（島田忠哉君）はい。今回の復興計画につきましては、既存の計画も兼ね備えたというふうな部分でのまちづくり計画の位置づけでもございます。で、その復興計画を例にとったときに、その基本的なまちづくりに係る総合計画の部分については基本的には従来の企画調整課で、そして、復興計画の具体の復旧・復興にかかわる部分については震災復興企画課の方で担当するというようなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり、今のお答えは、総合的な企画については企画財政課であると、それから、一部復興計画に関する企画について震災復興企画課であると、こういう理解していいのかどうか、改めてお聞きします。

総務課長（島田忠哉君）はい。そのようにご理解をいただきたいというふうに存じます。

12番（佐山富崇君）はい。つまりは、総合的な企画、つまり企画については企画財政課が上であると、総合的な企画ね。そういうふうに理解していいですか。

総務課長（島田忠哉君）はい。上か下かの部分については、課ですので、同列というふうな解釈でございます。

12番（佐山富崇君）はい。先ほど改めて聞いたときはそうですと言ったでしょう。総合的なことについては企画財政課である、復興計画にだけに関して復興企画課であると、そう言ったんだよ。もし言うんならテーブル回してもらってもいいんだな。

総務課長（島田忠哉君）はい。議員のただいまのお話のとおりでございますが、お話、ご質問の中で、上か下かという部分がたしかあったかと思えますけれども、その上か下かの部分については、課ですので同列というふうなことで理解でございます。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、総合的なことについては企画財政課であると、それから、復興計画については復興企画課だと、そうおっしゃった。上か下かもないと、こうおっしゃった。整合性を一番最初にお聞きしますよと言ったんです。整合性がとれないでしょう。なぜかと言いますと、復興計画イコール総合計画などとおっしゃっている、町長は。総合計画に変わるものであると、復興計画は、そう言ったんですよ、町長は。その辺がね、ずっと言い続けてこられた。そういうことからするならば、整合性がとれないのではありませんかと、私は言いたいよ。そこのところをもう一度。

議長（阿部 均君）どなたですか、答弁は。

副町長（平間英博君）はい。ご質問の部分について改めて申し上げます。ご指摘のとおり、総合計画の位置づけを持っている震災復興計画、これは企画財政課が窓口になります。その中

で実際に事業を行っていく上で、今回はご案内のとおり、国の交付金を活用して、前にもご説明しておりましたが、事業の調整を整えながら年4回交付金の事業計画を策定し、その調整を行って、一つ一つ財源を確保しながら事業を進めていく。そういった部分が具体的な取り組みとして出てまいります。そちらの計画の部分、交付金の事業計画、そちらについては震災復興企画課が窓口になって取り組みます。全体の総合計画はあくまでも企画財政課が行うという形とご理解ください。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかったような、わかりません。企画課がやるんでしょう、総合計画。総合計画イコール復興計画と、こう言っている。復興計画イコール総合計画と、こうもおっしゃっている。そういう意味からいけば、これは企画財政課で間に合うでしょう。また、余りここにばかりこだわるところで、今までの震災復興推進課、それが何で名前が変わらなきゃならないの。このままでいいんじゃないですか。企画があるかというの、今までの推進課でも。今度こそ企画課に変わる必要ないですよ。今まではかえって企画課でよかったかもしれないけれどこれからこそ、復興計画ができ上がったんですから、これからは推進課の方がいいんじゃないですか、復興推進課。何で企画に変わるんでしょう。私は、かえって、もう復興計画もでき上がったんですから、これこそ今度は復興の推進ですよ。推進課の方がびたっと来ると私は思う。その辺をお聞きしたい。

副町長（平間英博君）はい。名称の部分とあわせて、先ほどの質問の部分、若干。

総合計画の位置づけを持っている部分の担当は、あくまでも企画財政課で、それぞれの事業を行う部分について部署がそれぞれ行うわけです。交付金事業に基づく計画を立案して、財源を確保するという部分は震災復興企画課の方で行うという部分。再度のご説明になりました。

それは、例えば総合計画に保育所の整備が書いてあれば、その保育所の整備の補助金を持ってくる計画を立てて、補助金を持ってくる作業は、現在の組織で言えば保健福祉課が行う。それと同様のことだと、まずはご理解をいただければと思います。

それから、今回、震災復興推進課の方から名称変更にあたって、これも先ほどの部分と似たようなものがあるんですが、震災復興については全体の交付金の事業計画を立案する、そういった部分はこれからも続きます。少なくとも4か年間、来年度から4か年間は、計画をそれぞれ詰めていって、計画を策定する部分がございます。そういったことを国の承認を得て進めるという意味で、これからも交付金の事業計画についての企画立案は引き続き続くものと考えております。一方、それだけじゃなくて、震災復興については整備の具体的な事業も実施が必要だという観点から、震災復興推進課を二つに分けて、企画立案の部分と具体的なハード整備実施の部分と分けて、震災復興の企画課と震災復興の整備課と2本立てが適当ではないかという判断で、今回こういった名称での提案をしているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、復興整備課についてはまだ申し上げておりませんね、私は。整備課をつくるの、これは構わないですよ。私はいいいんじゃないかと思う。二つになるところは。ただ、何のために、今までの震災復興推進課が企画課に変わらなきゃならないのでしょうかということ言いたい。推進課はそのままいいんじゃないですか。これから推進することですよ。交付金を持ってこようが、何しようが。今までは復興計画をつくるのが、これはやっぱり企画っぽかったというのかなと。かえって推進



課そのままの方がいいんじゃないですか、名称は。まだ待つて、副町長、まだ終わりませんから、手を挙げないでください。しかも、新旧対照表対照表には（１）と（２）に同じことが書いているんですよ、推進課も企画課も。そういう意味からいって、何の名称を変える必要がある。１年目は企画してどんどん頑張ってやってきた。今度は推進しなければいけない。こういうことから、私は推進課の方がいいと思う。はい、どうぞ。

副町長（平間英博君）はい。これは感覚的な部分もあるので、それぞれ百人百様になるかもしれませんが、推進という中身の考え方の中には、当然、事業の推進も入ってくると思います。いわゆるハードの部分も入ってくる。今回、まだ質問で触れてないということですが、考え方としては、震災復興推進課の部分を、事務分掌上大きく分けて、これから具体的な事業も行われるという意味で、震災復興推進という中には、事業の実施も含めたものと誤解が出てくるのではないかという判断も含めて、今回、整備とそれから企画と、ソフト部分とハードという分け方をするのが適当でないかという判断の中で提案をしております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり、復興企画課はソフトであると、それから整備課がハードであると、それできちっと分けられるんですか。

副町長（平間英博君）はい。なるべく課の名称の中で、言わば名は体をあらわすというか、そういった部分が理解されやすいような形で名称を考えたところでございます。そういった意味で、企画課が、これからの部分の交付金の事業の部分の事業計画の策定やら都市計画手続、そういった部分のまずはソフトを担っていくと。今後、事業の展開の中では整備も出てくる部分あるかもしれませんが、まずはソフトとハードのイメージを町民にわかっていただけるような名称として、今回、整理をさせていただいたところでございました。

12番（佐山富崇君）はい。確かに感覚的なものもあるから、あくまでも副町長がおっしゃるとおりだろうと思う。私は納得できないね、このことについてはね。完全に分けられるならいいんですよ。分けられるわけないと思うんだ、絶対に。どこで線を引く。これがソフトですよ、これがハードですなんて、微妙な違いはある。皆関連するわけですから。その辺からいって、難しいんじゃないのと、私は言いたい。ですから、私は推進課で良かったんじゃないのと。まあいいや、それは感覚的な違いもあるということ。

鉄道のお手伝いをするという話が出ました。大体、どのぐらいまでお手伝いするつもりですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。JRの復旧に関しましては、喫緊の課題ということもありますし、まず、速やかな開通を目指してやっていかなければならないというふうを考えている、最重要課題というふう考えております。つきましては、JRさんに、もう町といたしましても、全面的な用地買収のバックアップは必要になっていくというふう考えておまして、基本的には買収が完了するあたりまでおつき合いしていくようなことになるのではないかと。ひいては、ほかのハード整備の関連性も当然ございますので、道路整備ですとか、JRさんの整備と面開発の整備と同時進行で進んでいくというふうなことになりますので、そういった計画調整も含めて工事調整、そういったことも含めておつき合いしていくというふうなことになるかと思っております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そこなんですよね。きょうの発表もあるということですから、余りここでこれをお聞き……、やっているのかな、今、わかりませんが、おとといの新

聞ですか、J R 東日本の社長の話では……、筋から少し外れるな、これはいいわ。これはいいです。

それで、用地買収が終わったら、J R から手を引くと。そういうふうに今のお答えは聞こえたんですけども、説明は、いいんですか、それで。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。用地買収に限定して言えば、買収が終わればそちらの分は当然手を引くような形に。（「用地買収……」の声あり）いえ、ただ先ほどもちょっとお話ししましたが面開発、それから、あと J R の線と高架で交わる避難路の整備ですとか、いろいろと工事区調整がかかわってくる部分があるというふうに考えておりますので、そういった工事調整につきましては、今回の復興計画の 8 年間、そういった中で J R がかわってくる分についてはすべて調整をしながらやっていきたいというふうに考えているところです。

1 2 番（佐山富崇君）はい。ということは、8 年間携わると、こういうふうに理解していいわけですね。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。J R が工事している期間中は、あわせてかかわっていくというふうなことに考えています。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。J R が工事している間ということは J R が通過すればオーライで、通過するまで携わると、こういうふうに理解すればいいですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。そのような理解をお願いします。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。そうですよ。8 年間というので納得したらばおかしいなと私は言おうと思っていたんですが、さすがにひっかかないね、副町長。

それで産業振興課に、そのまちづくり整備課と同じように、また先ほど同僚の岩佐隆議員が質疑したように、技術職も配置すると。これだけ見るとわからないんですよ。つまり、そのなぜかという、人数が定数が書かれてないから。ただ、書かれています。と、産業振興課には、そうすると技術職も配置するので、現在よりもずっと人数が多くなると、こういうふうに理解していいのかな。

副町長（平間英博君）はい。お見込みのとおりにはなるんですが、いずれさきの岩佐 隆議員のご質問にも触れることになるんですが、いずれこれから人事配置のことを詰めてまいります。そういった中で、具体的な人員は今後ということになります。ただ、少なくとも業務がふえてまいりますので、人員的には産業振興課、今の人数よりは増加するということは間違いないこととございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。そうすると、農業委員会の事務局はそのままやっぱり産業振興課で持つわけですか。

副町長（平間英博君）はい。産業振興課の組織、それから事務分掌の関係で追加をしておりますのは、ご提案しております農地整備班の班の設置と業務の追加ということですので、それ以外の産業振興課の所掌事務については変わらないものというふうにご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩いたします。再開は 2 時 4 0 分といたします。

午後 2 時 2 6 分 休 憩

---

午後 2 時 4 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。2点ほどちょっと質問させていただきます。

1点は、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、企画財政課と新しい復興企画課、この絡みですが、先ほど総合計画も含めた震災復興計画ということなのですが、いわゆるこれらの計画のチェック体制はどういうところでどうするのかなことでやっていくかという時間とバランス、当然財政の問題も非常に厳しいと、そういう意味では行革も含めた全体のバランス、当然財政バランスを頭に入れたチェックをしなければならない。当然、復旧・復興を最優先で進めなければならない。進め、進めだけでは8年後にどういう財政バランスになっているかということ非常に心配な面もあり、その辺のチェック・アンド・バランスのチェックの部分をどういう体制でやるのか。どの部門でやるのかを確認しておきたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答え申し上げます。ご指摘のとおり、当然その復興期間に財源補てんがされるからその期間についてはと、ただし、自治体の損分については当然その後における財政バランスというふうなことも非常に重要なこととございまして、この部分につきましては、当面は復興計画期間中における財源というふうな部分については、まずほぼ確実に手当てをなされるというふうなことではございますけれども、その事業展開を通じながら、これは企画財政課長の分野でもございますけれども、一般財源の財源的な手当てであったり、自主財源の確保努力を通じながら財政運営に支障のない形で事業展開を図っていくというようなことになろうかと思っております。なお、その具体のチェックの部分につきまして、財政課長の方から補足をさせていただければというふうに思います。

大変失礼いたしました。基本的にはただいま申し上げたような趣旨でもって健全財政を保持すべく努力をしていくということとご理解をいただければというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。国の第3次補正予算の査定と言いますか、関連で、2、3日前ですか、新聞で言っていましたが、我が町で申請した交付金の査定が42パーセント、111億ぐらい申請した部分の47億しか認定にならなかったということで、各計画等、大きな実行に当たっては、非常に大きな問題が既に発生しているという現状でございます。そういったことをしっかりと見極めながら、バランスのとれた復興を進めていただくようお願いしたいと。その辺の問題はどんなふうに認識されているか、ちょっと。

議長（阿部均君）少し議題から外れておりますが、だれかご答弁お願いいたします。それに関連する部分で。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。ただいまのご質問なのですが、一応要求額112億円に對しまして交付額が47.8億円ということで、公布率が42.7パーセントと。県内でも大分交付率が悪い状況で新聞の方には記載されていたところでございます。

中身について若干話させていただきますと、今回、あくまでも執行の目途の立たない工事費、目途の立たないといいますが、より具体的な計画が決まったようなものじゃない工事費についてはもう認めないというような査定のあり方になっております。ですので、先ほどの112億円がその50パーセントを切ったというのは、基本的には測量とか設計関係、設計関係も実際の実施設計じゃなくて基本設計にかかる分だけというふうなことで査定を受けたというような現状でございます。これから、あとは実施設計等につきましては、その基本設計がきちっと固まった時点ですべてつけていただくというようなこ

ともお話を受けていますので、ですので、これから次の3月末の段階、それから引き続き6月の段階、そういった時点時点でもって追加なりの要求をしていくというようなことを考えているところです。なお、当面、項目としての漏れといいますか、全くだめだったよというようなことは今のところありませんでしたので、その辺は引き続き追加要求していくというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番（岩佐哲也君）はい。この問題は非常に不透明な部分がありますので、次のちょっと組織絡みの件でもう一点質問させていただきます。先ほど来出ていますマンパワーの問題ですが、この組織の中でやる、中央省庁あたりからも人材を派遣依頼しまして、協力依頼してということなんですが、よその地区なんかを見ていますと、都市再生機構URという、あれをうまく活用している市町村があるんですね。要するに、人を確保して固定費をかけるのではなくて、スポットといいますか、問題、JRあるいは集団移転先の用地買収やら、それを交渉するなり、住宅建設まで含めて、言葉はあれですが丸投げといいますか、全体的に依頼すると。いわゆる自分のところで人を職員を確保しないで、そっくり阪神・淡路大震災で実績のあるUR機構に委託する。近くでは、新地町がやっていますかね。それから、東松島市もやられています。ああいう活用方法もあるのではないかなという、ある意味のご提案ですが、そういったことは検討されたのかどうか。いわゆる一時的にはお金がかかるとは思ひますけれども、長期的には人をかけないでやれるという効果もあるのではないかと思ひますが、そういうことの検討を踏まえて、なおかつ、それができないので、80名の事業確保というこういう組織になったのかどうか、ちょっとお尋ねします。

副町長（平間英博君）はい。岩佐議員のご質問にお答えします。URを活用してという部分は、具体的にその例示がございました新地町さん、それから県内では塩竈市さんなど幾つかの自治体でございます。で、例えば新地町さんの場合は、災害公営住宅の建設をURに頼んでいる。塩竈も同様でございます。で、山元町、我が町の方では、同様な災害公営住宅については、県の方にそこら辺の建設をお願いしているという状況でございます。いずれご提案のありましたUR機構は、これまで被災にかかわらず面開発あるいはそういった公営住宅の建設の受託者、受託団体として、地方自治体の受託を目的に設立されている団体でもございますので、そういった部分についての活用が山元町のスタッフの軽減につながるというご提案の部分ごもっともでございますので、今後、事業化が進む中で、そういった活用も積極的に取り入れるよう検討したいなというふうにご考えております。なお、今回4月から派遣いただく職員については、具体的には県の職員ではなくて国の方が、総務省と国交省があっせんをして、実際に来るのは県あるいは市町村の職員がおいでになるということに予定しております。あわせてご紹介させていただきます。

2番（岩佐哲也君）はい。自分のところの市町村で人を抱えてやるメリット、デメリットというのがあるでしょうし、URのようなスポットで問題を絞り込んで依頼するという方法もある。要は、町民にとって、被災された方々にいち早くいかに環境整備をするかということだろうと思ひますね。そういう意味で、思ひは執行部であれ我々も全く一緒でございますので、少しでもいい方法で、どちらがいいのかということでご検討いただいて、いい方法で進めていただくようお願いしまして、質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）答弁は必要ないですか。（「結構です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

6 番（遠藤龍之君）はい。真ん中ら辺の保健福祉課についてお尋ねいたします。

この間の説明の中で、いろいろ名称を変えたりというようなことでした。その中で、一つの健康推進班の説明の際に、今、技術者をそこに集中集約して対応というようなことで伺ったわけですが、具体的にお伺いしたいと思います。こういった内容を大きく変化しているのかという点ですね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの点でございますが、例えば町の保健師の配置の状況でございます。現在、健康づくり班の方には2名の職員が配置になってございます。ただし、今後一身上の都合というふうなこともちょっとあるわけでございますけれども、そういったことであったり、あと、介護班の方に保健師が配置をされて、実際上はその介護事務に忙殺をされ、なかなか保健師活動ができていない。言うならば保健師の知識、技能を持ち合わせていながら事務に従事、ほとんどがそれに食われている状況。さらには、包括支援センターの方にも保健師が配属されていて、ある種限られた保健師、有資格者が分散している状況にございます。そして、所掌の班の事務に従事しておるわけでございますが、事業展開上どうしてもマンパワーが必要であったり、一一事務に応じた対応、こういったものが求められ得る場面もございます。こういったものを踏まえたときに、限りあるいは保健師、そういった、そしてまた栄養士ですね。こういった者をある程度集約をすることによって、事業展開に応じた柔軟な対応、こういったものができるのではないかということ。保険制度における、最終的には保険給付費の伸びでの保険料へのはね返り、こういった部分もよくするために。保健活動により重点的に取り組むことができるような、そういったねらいのもとに、新たに健康推進班を設置し、ここで集約をし、フレキシブルな形での事業展開、こういったものに対応をしていきたいというような考え方によるものでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。非常に抽象的なお答えであったかなと思います。では、もともと現行の体制で健康づくり班が中心というふうになるかと思うんですが、もともとそもそもこの町のそういった健康、福祉、健康を守るということではどのくらい必要だったのが、10人だったら10人必要であったのが、分散していることによって10人の力が発揮できなかつた。それを、また、この健康推進班に集約して10名の体制でやるんだよというような受け止め方でいいのか。あるいは、本来もともと10名が必要なのに5人しかいないところを、さらに5人の分散したことによって、本来10名の力が必要なのが5名出たり、一一とも分散していることによって5名の力も発揮できなかつたということで、集約して、最低でもその現体制の5人でとにかく集約することによって、5名だったら5名の力を十分に発揮したい、そういうことなのどうか。具体的に何かその数の話になるとゴニョゴニョとなって、はっきり言えば、健康づくり班2名が今度、さっきのゴニョゴニョの中ではないなくなるということで、1名になるということなんでしょう。1名で本当にこの山元町の健康福祉振興を守れるのかということになると、もうそれでもう大変だということで、1名プラスそっちからこう今まで分散したのを戻して対応するということなんでしょうけれども、その辺のまず現状と、あとこの変えることによって本当にこの町の健康福祉が守られるのかどうかということもあわせてお伺いします。まずは現状です。現状で、どう各課は変えようとしているのか。変えたいのか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現状において、山元町の人口規模で果たして何名の保健師が

適正な数なのかという部分はございませんけれども、少なくとも現有の保健師が各課に分散することによって、なかなかその期待される住民の健康づくりに重点的にという部分が若干手薄であったんじゃないかなろうかというふうなことの反省も踏まえながら、限りある技術職を有効に活用し、住民の健康増進の強化を図ってまいるというふうなことで、人的な数の増減等についてをとらえたのではなくて、限りある部分の効果的な、かつ柔軟に重点的にというふうな部分を主眼とした形の集約というふうなことでございます。

あと、具体のどこをどうするのの部分については、これからの検討部分もございまして、全体像としてのご説明で大変恐縮でございますが、そのような趣旨であることをご理解いただければというふうに存じます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった方向、方針については理解できました。

しかしながら、なぜこう数が示されないのかというのは、あくまでも疑問に思いますが、それは今後いろいろ考えていくということで、そういった中でお話ししていきたいというふうに思います。

私は、非常にこう足りない体制だということをまず指摘しておきたいと思います。この際その辺も含めて体制の強化に本当に必要な体制の強化に当たるべきだということを目指しておきまして、次に、同じく保健福祉課関係の被災者支援室の設置です。

これまでも担当という形で9月に新たに設置して、これらの内容の事業の展開を図ってきたということではありますが、これまでの室に格上げするというについてのその変化についてどのように受け止めればいいのか。これまでも同じような事業を展開してきたと思われるんですが、その辺の変化についてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。遠藤議員を初め各議員の先生方の方から、被災者支援に対する各被災者の方々の煩雑さといいますかわかりづらさ、そして、各課、各班に業務が分散していることがゆえに非効率的な部分、こういったものをご指摘をいただいてきたところでございます。そしてまた、震災後1年を経過し、生活再建支援金事務等につきましても一応の区切りが見えてきているのかなという状況においても、なお現在各課にその事務が分散していると、そして、そういうそれらに類する必要性が出た場合には、各課の方で通常事務をとめてという表現はおかしいんですけども、その中で対応してきていて、本来の業務がややもするとなおざりになる現状にもございます。

こういった現実を踏まえたときに、1か所に集約をし、集中的に対応する体制を構築することが被災者の方々にとっても非常にわかりやすく、また、各課においても効率的に通常事務に専念できる環境が確保できるのではないかと。そして、この被災者支援室の方で窓口を一本化することによって、よりスムーズに事務の執行管理も確保ができるのではないかとというふうなことの考え方によって、被災者支援室を新設するというふうな運びとなった次第でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これまでとの違いを聞いたつもりなんですけど、なかなかこの辺の違いが出てこない。私のこの受け止め方では、この間の説明は、事業内容については大きな変化はないのではないの。その辺の事業費がふえたのなら、今の話だと逆に事業費が減っているにもかかわらず、今まで1人体制でやってきたのが室ということになって対応するというふうにししか見受けられないんですけども、その辺はどういう大きく変化して室まで格上げしたのか。事業内容に大きく変化があったのかと、あと、あわせて、何度も立ったりもするの嫌だから、体制はどういう体制で臨むのか、その辺についてお

伺いたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。基本的には、取り扱う業務については変化はございません。あとは、その体制上の問題かと思えますけれども、職員確保に当たりまして、総務省ルート等を含めて各自治体に派遣要請をしております、現在のところ3名だったかと思えますけれども、被災者の支援の方の事務に当たりたいということで、派遣元の方からの要請も現実にはいただいているところがございます。こういった部分も踏まえながら、各課に分散している業務を集中することによってそれにかかる職員数の確保というふうなことも念頭においた形での室の設置ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。事業量に大きな変化はないが、しかし、今まで1名体制を3名体制でやるということでは、大いにその新室に期待していいわけですねということを確認しながら、改めて、同じこのここではこの相談、この内容だけで見ますと、仮設住居を中心とした、最終的には退去の事務とか維持管理といいますかね、その辺でのというふうにはしか見えてこないんですが、実は今、住民、とりわけ被災者の皆さんでいろんな悩み、問題を抱えているのは土地関係でも相当なその相談というのがありますよね。私も相談を受けたりするんですが、こういう場合どうなんだ、こういう場合どうなんだと。そういう相談の受け口というのは今現在あるんでしょうか。今、震災復興課あたりに、あの辺と大体そんなような相談がされているのかなというふうにこう見ているわけですが、その辺の相談のこう窓口、受け口というのは今現在どうなっているか。そして、今後どうなろうとしているのかという部分について伺いたします。

副町長（平間英博君）はい。ご質問の部分につきまして、先ほどの質問にもちょっと若干触れてしまいましたが、これまでは担当参事をおいて各課の調整窓口という色彩が強くありました。例えば仮設住宅の部分については、冬期対策も含めてまちづくりがやっておりました。民地の受け入れもそうでした。ただ、建設、ハード部分が一段落つきましたので、それについての窓口を一本化すると。で、生活支援についても、今後は生活再建の段階で出てくるんですが、まずは被災者の方の相談窓口を一本化していくという形については、従前もそうでしたけれども、ただ実務も今度は室の方で基本的には行うようになるだろうという形で取り組みます。

ただ、先ほどのご質問の中で、恐らく防災集団移転関係のご質問であろうかと思えます。その部分については、一義的に被災者の方の相談は被災者支援室の方で承りますが、個別のアドバイスは、先ほどのご質問の防災集団移転促進事業に関係するという部分ですと、最終的には、現行の組織で震災復興推進課になろうかと思えますが、いずれ被災した方がお困りの部分の総合窓口的な色彩をきちんととって、具体的な相談事がどこでやっているかということ振り分けもできるような仕組みとしてこの支援室をきちんと設けて、被災者が混乱しないような運営をしていきたいというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、そういうふうに考えているんだったら、ここにそれもつけ加えて説明があれば非常に理解が早いんですが、そういうことで徹底してそれは進めていただきたいと。ですから、確認しますが、とにかく窓口一本化。そして、その窓口はこの被災者支援室、生活再建課ですべてもろもろについてとにかくその相談の窓口というのはここで受け付けますよというふうに受け止めていいわけですね、その防災集団移転にかかわる問題等々。確認します。

副町長（平間英博君）はい。ご質問のとおりでございます。その関係で、ちょっと小さい字で恐縮でございましたが、この組織機構図の被災者支援室の一番上の項目として相互調整という形にさせていただきました。すべてのことをここで事業を行うわけでは決してございませんが、総合的な窓口として、お困りのこういった部分はここの課で、どこそこの課、何々班で聞いてもらえばわかりますよというような調整窓口として設けてまいりたいなというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。

そこで、組織機構の全体の話になるわけですが、現行体制、そして再編後こういった体制で望むということで、とりわけマンパワーといいますか、今の事業量に対して当然必要な組織の機構改変、改正というのは当然あるべきだというふうに思っておりますが、先ほど来の話で十分な体制にまだなっていない、数的にですね。要請したその80とか85というのが正解な数字なのかどうかというのは判断できないところですが、しかしながら、今のそうはいつでも40、50、そしてプラス・アルファ、先ほど来、言っていた再任用やもろもろの方法、手法でその体制不足を補い、そして、今後の復旧・復興に立ち向かうということなんですが、そして当然そうしていただきたいわけですが、組織が膨れ上がれば上がるほど、この全体の管理というのも複雑になってきますし、方針がどこまで徹底されるかということも、大変こう多くなればなるほど、上で決めたところがどこまで実際にやる現場まで届くのかどうかということが多分こう問題になる。これまでも多々そういった問題は見受けられた、私個人的には。やっぱり今後そっちの方に力点を置く必要があるのではないかと。非常にこの組織がきれいにこうされておりますが、今度それをこう効果的に活用といいますか、動かすためには、やっぱりその辺の動かし方についてやっぱりそのどういう形でこの組織を管理し、そしてその中で方針を徹底させて、実施に向けさせるのかという意味での、その体制について考えがあれば、お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員ご指摘のとおり、組織はやはり一定以上の規模に膨れ上がりますと、その組織全体をどういうふうにかうまく束ねて調整できるかということが問われるわけでございますので、必ずしも例えば今までのその課長会議だけで、全体だけでいいのかというふうなことも含めて、組織のこの管理なり庁内での意思疎通の回り方を工夫、検討する必要があるだろうというふうに思っております。

例えば、復興をメインとしたこの2課2室、あるいはそれに関連するところのまちづくり整備課というふうな部分などは、そこを中心としたまず一元的なその連絡調整の場面なども大事になってくるのかなというふうに思っておりますので、そこは少し工夫、研究しながら膨れ上がる組織管理をしっかりとやっていけるように要望注意してまいりたいというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。現行あります災害復旧室、これは再編後の体制ではまちづくり整備課に統合すると、そうなりますと、今ある復旧整備班、これは震災復旧班の方に移行するのかどうか、お伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねのとおりでございます。

8番（佐藤智之君）はい。それと、No.2の説明書の中の（3）の保健福祉課の事務分掌から老人保健（医療に関することを削除する）となっておりますけれども、この老人保健の医療部



分については再編後どの部門に入っていくのか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。老人保健の部分につきましては、現在もうなくなっておりますね。この部分で発生するとすれば、清算会計的な、1年間老人保健事業会計というふうなものを継続しております、仮に遡及的な部分が発生した場合においては老人保健の財源そのものが一般財源的な形でございますので、それは一般会計の中でしかるべく歳出予算措置をして対応するというので、多くの自治体におきましては、この老人保健に関することというふうなのは事務分掌からもう抹消されている現実でございます。したがって、今回の組織改正の条例提案にあわせまして文言を整理するという形で削除というふうな意味合いでございます。

8番（佐藤智之君）はい、了解。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。1点だけ町長にお伺いします。

12月からいろんな震災復興の段取りがだんだん出てきて、議会としても職員定数の増加を認め、副町長制度に関しても了解いたし、今回、町長が提案したこの組織改正案というのも今回出されました。このいろんなもろもろの組織体制で、計画どおり一刻も早くやってもらえるというもう段取りは全部ついたと思うんですが、その件について町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。大震災からのいち早い復旧・復興を遂げるための体制整備ということでは、一応の体制整備ができるのかなというふうに思っておりますが、決してこう十分な満足できる体制まで整っているかというふうに言われれば、まだ派遣の人材確保をもう少し努力しませんと、大震災だけじゃなくて従来からの課題解決に向けた部分も含めて、もう少し体制整備の余地はあるものというふうに理解しておりますが、まず、いずれ24年度についてはこの体制でもって計画どおりの進捗が図れるように、組織一体となって推進に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

7番（齋藤慶治君）はい。議会としていろんな形で、町民の声を含めて一日も早い復旧という形で、極力いろんなことがありましたけれども、組織体制、応援体制の形では整備されたのかなど。先ほど町長が言ったように、マンパワーの関係はこれからまだ課題は残っているということですが、やっぱり一刻も早く私ら含めてできた体制をフルに有効に活用して、復旧・復興の事業を一日でも具現化できるように、町長のやっぱり固い決意のほどをやはりお聞きしたいというのがあります。よろしく願いいたします。今の提案にもう一度町長お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。決して万全ではございませんが、体制として万全だというふうには言い切れませんが、やはりこの体制の中でしっかりと復興計画が円滑に推進できるよう頑張りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）今、議題となっております議案第15号山元町課等設置条例の一部を改正する条例について、山元町議会基本条例第10条の規定によりこれから自由討議に入りたいと思います。発言を許します。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで自由討議を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第15号山元町課等設置条例の改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課技術参事渋谷美智子君。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。議案第16号山元町共同作業所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布させていただきました資料No.3番においてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の経過措置により、精神障害者授産施設として施設利用対象者を精神障害者に限定していた山元町共同作業所について、経過措置終了後の平成24年度から法で定める障害者福祉サービスを提供しながら社会参加の促進を図る施設として、施設利用対象者をすべての障害者に広げる必要があるため改正するものでございます。

1、改正内容でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。改正内容では、限定していた対象者をもとに戻すという説明でありました。さらに町長説明では、施設利用対象者の拡大をするための所要のという説明もございましたが、これは見てわかりますように対象者をふやしているわけですからふえるわけですね。今現在、共同作業所には町で指定管理者制度を入れて事業を運営していただいているわけですが、これが通るとなったときに、当然、対象者がふえるわけですから、管理する側、事業者の体制というのも考えなくちゃならないと思うんですが、その辺の変化についてはどのように考えているのか。変化というか対応については。現状のままの対応ということになるかと思うんですが、それでいいものかどうかということもつけ加えて質問させていただきます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。今のご質問についてお答えします。体制ですが、生活訓練事業ですと、6人に対して1名の生活支援の配置が必要となります。就労事業ですと、10名に対して1名の生活指導員の配置となります。現在で十分対応できる人

数だと判断しております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。では、そのように期待しております。

あと、この障害者自立支援法のそもそもの話なんですけど、何で経過措置があつてどうのこうのということになるわけですが、今あわせてこの障害者自立支援法については廃止という方向で、新しい法のもとにという話が進められているわけですが、その辺の事情について、それもあわせのこういった体制なのか対応なのかという、その辺がちょっと見えてないので、おわかりであるならばその辺の法改正の関係とあわせて今後の対応についてお伺いしたいと思います。

副町長（平間英博君）はい。障害者を取り巻くその法制度の改正については、平成17年以前から、支援費制度に変わったり、介護給付制度に変わったりという形で具体的な取り組みが国の方で制度が動いております。今回の条例改正につきましては、精神障害者については2度目の、支援費制度から介護給付に変わった障害者自立支援法に基づくものの改正でございます。町の方では、その改正について激変緩和の観点もございまして経過措置を活用して、まずは精神障害者を対象に、一部知的障害者の部分も受け入れながら経過措置を活用してこれまで取り組んでまいりました。法制度の中では、障害者自立支援法は経過措置5年ということで、その期限を迎えることから今回の条例改正に至ったところでございます。議員がご質問の部分には直接お答えする部分が厳しいんですが、今後の町の障害者向けの管理施設の運営のありようについては、国の今後の障害者政策に対する国の動きをきちんと把握しながら、きちんと対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。繰り返しになりますが、今回は障害者自立支援法、平成17年改正分に係る経過措置終了に伴う対応というところにとどまっておりますことを重ねてご説明申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2 番（岩佐哲也君）はい。この前ちょっと質問があつた年齢制限というのは何歳なんですか。利用できる年齢ですね。ここに書いてあるのは15歳とこう書いてはあるんですが。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。説明申し上げます。15歳以上についても特例措置で利用できるとなっておりますので、原則18歳という形であつたのが、15歳からでも利用可能です。以上です。（「何歳まで」の声あり）

済みません。65歳までです。15歳から65歳までです。

2 番（岩佐哲也君）はい。文言変更したのが「精神障害児者」というので、「児」というのは大体12歳以下を児童と、この字を使うのが一般的かなと思うんです。中学校なんか、中学校に入りますと、児童とはいわないで生徒ということからすると、この障害児者、知的障害児者、身体精神障害児者と、あえてこの「児者」をつけ加えたというのは、年齢を下の方まで広げたという意味かなというふうに解釈できるんですが、その辺は。ただ思うには、こういう文言はなるけれども、現状、我が町の共同、あるいは15歳以上とか18歳以上じゃないとちょっとできませんよということで、町長の指示で15歳以上というふうにしていたというならそれはそれでわかるんですが、この文言というのが変えないのだけちょっとご説明いただければ。

副町長（平間英博君）はい。法令審査の中でこの条例改正について協議を重ねて、今回、提案の形にさせていただきました。障害者自立支援法、障害者ということで、「者」に対する法律でございまして、基本は18歳以上となっているんですが、それを受けて、今回の施設

利用に関する条例の縛りでございますが、今回、障害者自立支援法とは銘打っておりますが、先ほど担当の方からご説明したように、附則で15歳以上は読み込みができます。で、その考え方の一つに、今回、従前から継承しておりますが、生活指導あるいは就労支援ということの二つを行う施設でございますが、児童福祉法に基づいて児童相談所が決定した場合に、義務教育以降のきちんとした生活の指導、あるいは正業につくための支援、そういった部分が行えるようにという制度の仕組みがございまして、その中でこの施設が運営できるようにということで考えました。その中では、今回提案しております対象者、3障害の「児者」とするのとあわせて、「この施設で提供できるサービスは身体障害者自立支援法に基づく障害者サービス」という文言の整理を行うことによって、制度上15歳以上の障害児者が利用できる施設というふうに読み込めるものと判断しておりますが、なお、施設の運営に当たりましては、その混乱がないようにきちんとお知らせをしながら運営管理してまいりたいというふうに考えております。

2番（岩佐哲也君）はい。要するに、我が町の共同作業所は15歳以上でないと使えないと、一の障害者と、そういうことで規定しているということなんですかね。はい。で、今まで18歳以上だったけれども、今度15歳以上ということ为先ほどちょっとそんな説明ありましたけれども、そういうふうに解釈してよろしいんですか。18歳から15歳まで広げたと、そういう意味なんですね。先ほど何かそんな説明あったんですが、その確認だけちょっとしてもらって。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。質問にお答えします。従来からも15歳以上の方が利用できていました。で、同じような年齢層で、改正後も15歳から利用できます。

2番（岩佐哲也君）はい。そうすると今のは私の聞き違いということですか、何か説明。まあ、わかりました。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「いいです」の声あり）  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号山元町共同作業所条例の改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 請願第1号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨、説明を求めます。4番菊地八郎君。登壇願います。

4番（菊地八郎君）はい。書面の朗読をもって請願といたします。

〔紹介議員請願を朗読〕

〔請願は別添のとおり〕

---

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については山元町議会会議規則第91条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第1号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定いたしました。

---

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月8日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時37分 散 会

---